

「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」(よくある質問)

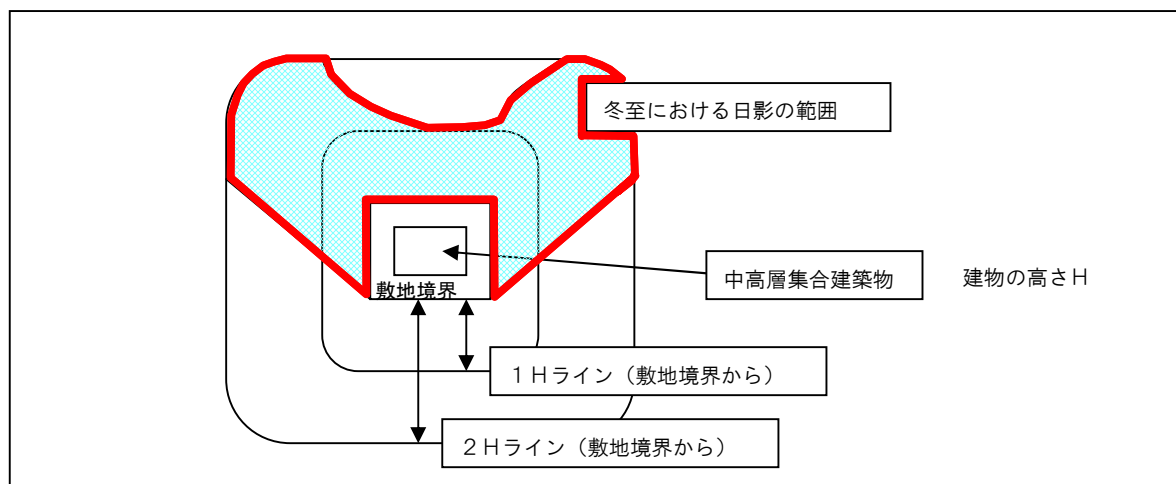
隣接住民への戸別訪問による説明等(条例施行規則 第7条)

Q: 戸別訪問の回数と範囲について教えてください。

A: 隣接住民が不在の場合は、最低3回(日)以上の戸別訪問を行って下さい。

戸別訪問の範囲: 隣接住民

- ・ 計画建物の敷地境界線から計画建物の高さと同じ水平距離の範囲内に居住する者(1H)
- ・ 計画建物の敷地境界線から計画建物の高さの2倍の水平距離の範囲内(2H)であって冬至日の午前8時から午後4時まで日影(地盤面±0m)が及ぶ範囲内に居住する者



駐車場施設の設置基準(条例施行規則 第10条)

Q: 計画地に用途地域が複数にまたがる場合は、どうなりますか。

A: 過半以上の用途地域を適用します。

Q: 駐車場設置台数の算定する際、近隣商業地域の場合は、どうなりますか。

A: 商業地域以外の地域は、すべて「その他の地域」(総戸数の20%以上)になります。

Q: 駐車場設置台数の算定する際、端数の扱いは、どうなりますか。

A: 端数は切上げとなります。

例)・自動車駐車場

総住戸数15戸×商業地域10%以上=1.5台 端数切り上げ2台以上になります。

・平置き自転車駐輪場

総住戸数15戸×25%以上=3.75台 端数切り上げ4台以上になります。

Q: 敷地内に附置台数の駐車場が確保できない場合は、どうすればよいですか。

A: 敷地形態や接道条件、他の法令等に抵触する場合などにより隔地駐車場(計画敷地よりおおむね300m以内)とすることができる場合もありますので、計画段階で事前に図面を持参の上、ご相談下さい。